港湾近代化と港湾労働

喜多村昌次郎<港湾労働経済研究所長>

ー・・・・はしがき

港湾は海陸輸送を連けい媒介する交通の基礎

である。(第一表)

年計画」の根拠法となった事情は周知のとおり

経済環境の変化にもかかわらず、港湾利用度は一定の規模で増加しており、港湾運送部門もような背景事情のもとで、港湾労働関係においても技術的、かつ、組織的にも変革が進行することによって、さまざまな問題をかかえることとなっている。ここでは、港湾の近代化とはなとなっている。ここでは、港湾の近代化とはなとなっている。ここでは、港湾の近代化とはない、それが港湾労働にとってどのような意味をもつのか、を課題として考察しようとするものである。

国民経済的視野から台頭するのである。

そう港湾需要を増加させ、港湾整備の必要性がを、港湾をめぐって展開する経済活動は、いった、港湾をめぐって展開する経済活動は、いった、港湾の基本機能として要請されてくる。さらた、港湾をめぐって展開発の対象となった時代から

湾整備緊急措置法」(昭和三十六年・法律第二過程で、港湾施設が極度に不足するに及び、「港が政策課題となり、その後の急速な経済成長の倍増計画」(昭和三十五年)において港湾整備「新長期計画」(昭和三十三年)、「国民所得

すすむ港湾の整備開発

四号)が制定公布され、これが「港湾整備五カ

七――むすび

八――ロッテルダム港の港湾労働四――共同雇用制度の台頭四――共同雇用制度の台頭四――共同雇用制度の台頭出一――韓送革新と港湾労働法

第一次港湾整備五ヵ年計画(昭和三十六年と四十年、投資総額二、五○○億円、計画最終年度の港湾貨物量六億二、三○○万トン)の目的は、外国貿易貨物量、産業発展に対処するための主産業港湾の整備および地域開発の基盤となる港湾の整備等となっている。つまり、経済成長に伴う社会資本の不足としての港湾施設不備を解消するため、重点的に公共投資をあてることとなったのである。

一年~五十五年、投資総額三兆一、〇〇〇億円現在、第五次港湾整備五ヵ年計画(昭和五十

表一1 港湾整備5カ年計画の推移

(単位 10億円

表一1 港湾整備5カ年計画の推移 (単位 10億円)						
区分	計画別	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
計画	期間	昭和36年 ~40年				
実が	施期間	昭和36年 ~39年		昭和43年 ~45年		
港湾藝	 と備事業	233	485	800	1,550	2, 280
	関連地方 事業等		65	120	240	340
港湾校整 備	幾能施設 事 業		100	110	210	280
予	備費		_	_	100	200
合	計	250	650	1,030	2,100	3,100

貨物量において六倍の増加となっているのであ 間において港湾整備投資額は一二・四倍、港湾 れば、昭和三十六年から五十一年までの十五年 害防止対策事業の推進等となっている。要約す 環境をめざした事業の推進、港湾環境整備と公 および狭水道航路等の整備、快適な港湾と海洋 した港湾の整備、船舶航行の安全のための港湾 整備、地域住民生活の向上と産業の振興をめざ それとともに、港湾整備の目的が「主要外 る。 化とその質的変化を促進させることとなる。 的範囲を拡張させるとともに、港湾機能の多様 要請と対応するかぎり、結果として港湾の地理 社会的環境問題もふくめた計画に発展しつつあ および「港湾環境の整備」等にみられるように 生活の向上」、「快適な港湾と海洋環境のため」 そのうちの代表的なものが港湾の基本機能と 港湾整備開発のための公共投資が経済社会の

される輸送部門についてであろう。港湾における輸送の技術革新がこれであるが、もともと輸がつ、連続してもたらされることによって達成かつ、連続してもたらされることによって達成かつ、連続してもたらされることによって達成される。つまり、大量で連続する輸送対象が大量でされる。

化しつつ輸送の合理化を達成させるのである。ト・ロード・システムと物資別専用輸送とに分テナ輸送とラッシュ船方式に代表されるユニッ系も変化することとなるが、その方向は、コン系は変化することとなるが、その方向は、コン

港湾貨物量が短期的、集中的に増大したこと

革がはじまるのである。本がはじまるのである。本がはじまるのである。本がはじまるのである。を対し、後者は専用船と専用ふ頭をでき返送は在来荷役と革新荷役とに分化するとともに、業務組織・労働力構成および技術等の変もに、業務組織・労働力構成および技術等の変もに、業務組織・労働力構成および技術等の変した。

は、物資流通の合理化と安定供給のための港湾実施中であるが、この計画の目的とするところ計画最終年度の港湾貨物量三七・八億トン)が

―輸送革新と港湾労働法

一般的に、生産過程が拡大再生産を達成した後の合理化要請は、いうまでもなく流通過程には、労働代替投資をテコとして、労働力節約をは、労働代替投資をテコとして、労働力節約をは、労働代替投資をテコとして、労働力節約をとの労働集約部門に顕著であるので、結果として、港湾労働の技術関係はつぎのとおり分化すて、港湾労働の技術関係はつぎのとおしたとした。これが労働市場条件を規定することとなるのである。

→基礎学校教育、職業訓練—→科学的熟練港湾労働の革新荷役技術—→客観的、科学的肉体的伝承。□→長期の徒弟訓練—→万能経験的熟練—→長期の徒弟訓練—→方能経験的熟練—→

貿港湾の整備」なり、「産業発展に対処するた

に必要な物的施設の整備開発から、「地域住民めの産業港湾の整備」など、おもに生産力発揮

表-2 昭和51年度港湾雇用計画による港湾労働者の数

	港湾業務の種類	東京	横浜	名古屋	大 阪	神戸	関門	計
港湾労働者の数	船 内 荷 役 は し け 運 送 沿 岸、倉庫荷役 い か だ 運 送 港湾運送関連業務	1, 845 570 3, 510 605 115	5, 505 1, 585 7, 245 70 945	2, 150 515 3, 330 575 275	360 6,510 475	1, 200 5, 060 105	110	19, 110 4, 595 29, 120 1, 940 2, 885
うち、日雇	船 內 荷 役 沿岸、倉庫荷役 港湾運送関連業務	(110)	(290)	(25)	(165)	(130)	(395)	(1, 115)
を消費をすべき		(180)	(255)	(190)	(205)	(320)	(265)	(1, 415)
をすべき		(10)	0	0	0	10	0	(20)
計		6, 645	15, 350	6, 845	10, 240	12,715	5 , 855	57,650
		(300)	(545)	(215)	(370)	(460)	(660)	(2,550)

するのである。 さきにもふれたとおり労働市場にそのまま影響性格的相違にもとづくゆえであり、結果的にはのは、両者が代替的でも補完的でもありえない

こうした新旧技術・熟練が相互に交流しない―→頭脳的理解---→新しい技術への適応。

運送の体系変化がもたらす労働関係の本質的問題がある、その技術的性格にもゆらいして、いったらに、減少した登録日雇労働者数が相対的・総対的に縮小したことは特徴的である(第二表)をらに、減少した登録日雇労働者数が相対的・治のに、減少した登録日雇港湾労働者の雇用とがに進され、登録日雇労働者数が相対的・治のに、減少した登録日雇港湾労働者の雇用をう減少する傾向をみせているところに、港湾運送の体系変化がもたらす労働関係の本質的問機会は、その技術的性格にもゆらいして、いったが、というに、減少した登録日雇港湾労働者の雇用を対して、当時である。

題が秘められているようである。

周知のとおり港湾労働法制定の目的は、従来の不明朗な雇用慣行を排除するとともに、日雇労働者の常用化を促進させること、登録制にもとづいて登録された日雇港湾労働者のである。とづいて登録された日雇港湾労働者の不就労時に際しては一定の雇用調整手当を支給することである。かくして、港湾運送需要の波動性に対処するためあわせて港湾運送需要の波動性に対処するためたいうことであって、港湾労働者を港ごとにプールするということであって、港湾労働者を港ごとにプールするということであって、港湾労働者を港ごとにプールするということであって、港湾労働者を確保するとともの福祉を増進させるため、港湾労働者の雇用の雇用の福祉を増進させるため、港湾労働者の雇用の雇用の福祉を増進させるため、港湾労働者の雇用の

港湾労働者の総数が減少過程にあるなかで、登港湾労働者の経大による省力化の結果として、かかる財政を圧迫する結果となるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港を増進させる」こととなるのであるが、日雇港でが働者の総数が減少過程にあるなかで、登港湾運送における技術革新の影響により、あるいはまた機械化による省力化の結果として、

録日雇港湾労働者にもとづく「港湾運送に必要 性と対応する労働力のプール化」の意味は、す な労働力の確保」なり、「港湾運送需要の波動 でに変質したといわれている。

労働者を雇用する企業はわずかである。登録日 録日雇港湾労働者の数は著しく減少している。 化の促進など、経済成長がもたらす労働力不足 表)また「使用者側のいう常用化とは、個々の 労働法の役割はおわった」(使用側意見) (第三 で解決できるものではない。率直にいって港湾 付金の財源である特別付加料金を引上げること ればならない。このような矛盾があるので、納 雇労働者を雇用しなくても納付金を負担しなけ したがって、「現在常用化がすすみ、登録日雇 の一般的情勢の影響によって、表示のとおり登 にもどることである。それとともに、個々の企 くりあげ、結果として港湾労働法制定以前の姿 企業のなかに常用と臨時との雇用区分を再びつ 港湾労働法の目的とする労働力の確保、常用

ていないが、「港湾労働の需給関係が崩れ、

そ

(ii)

えること。

強化する等、港湾労働者の雇用の適正か

日雇港湾労働者の直接雇入れの規制を

つ円滑な調整を図る態勢を整えること。

事業主及びその団体並びに港湾労働者

これに対して、労働行政側の見解は表明され

表一3	産業別日	雇依存度	(%)	昭和38年度
産		業		日雇依存度
港大工大工	全	新 動 労 働	者者	32.3 56.1
業港	沿岸	労 働	者	38.4
全	産		業	6.4
製	造		業	4.7
建	設		業	27.8

港運事業の日雇依存率は港運統計の昭和38年 年間の常用、日雇の就労延人員から算出。 全産業、製造業、 建設業は総理府「事業所統 計調査」昭和38年7月1日による。

共同雇用制度の台頭

術論としての意見はしめされている。

の点から港湾労働法の見直しが必要」という技

この計画が的確かつ円滑に実施されるた 及びその団体は、関係者の協力の下に、

めに必要な態勢を確立するとともに、

合

理的な労働関係の確立を通じ、

雇用の改

「帳尻が手当財源の赤字となっているので、

四

び雇用調整手当日額ならびに雇用調整手当納付 るが、このうち港湾労働者の雇用の調整にかか 業安定審議会でそれぞれ審議されたところであ 金の改訂については、港湾調整審議会、中央職 る基本事項の要約は、おおむねつぎのとおりと 昭和五十一年度の登録港湾労働者の定数およ

働側意見)。

港湾労働法の抜本的改正をすべきである」(労 を関係者とする『共同雇用制度』を基礎として いる。港運業者、船社、荷主と国および自治体 常用といえども雇用不安はたえずつきまとって はない。中小零細企業の多い港運業者の場合、 業がすすめている常用化が雇用安定のすべてで

日雇労働者年間就労延人員 常用労働者+日雇労働者年間就労延人員 日 雇依存率

関し必要な措置を講ずること。

重点として、港湾労働者の雇用の調整に

かつ積極的な努力を通じ、つぎの事項を

国は、事業主及びその団体の自主的、

(i)

「共同雇用の理念」にもとづき、

主がその共同の責任において登録日雇港

湾労働者の雇用機会を確保する態勢を整

二、港湾労働者の雇用の調整に関して講ずべ き措置 労働者の雇用の安定に十分配慮すること その他港湾の近代化にあたっては、港湾 善を図るように努めること。 国その他の関係者は、港湾施設の整備

(-)確保を図ること。 登録日雇港湾労働者の適正な就労日数

なっている。 基本事項

42

て雇用する態勢の確立を図ること。 に対して、登録日雇港湾労働者を優先し 港湾運送に必要な臨時の労働力の需要

し、並びに紹介方法について、その適正日 日雇港湾労働者の登録及び登録の取消

な運用を図ること。

田 常用港湾労働者の雇用を促進することの他、港湾労働法に基づく港湾労働者の四、港湾労働法に基づく港湾労働者の四、日雇港湾労働者の直接雇入れの規制を

日雇労働者が地域的に定着し、これが労働集約

横浜港の場合、歴史的・伝統的に港湾で働く

対しては、厳正な措置を講ずること。ともに、港湾労働法に違反した事業主に内 事業所に対する立入検査を強化すると

を適正に実施すること。 雇用調整手当の支給及び納付金の徴収

(H)

港湾労働者の職業訓練を積極的に推進

災害の坊上その也労働条牛の改善を図る(土) 港湾労働者の長時間労働の改善、労働すること。

拡充を図ること。送害の防止その他労働条件の改善を図る

労働者の雇用にかかる関係者は、抽象的ながらる中央事項として決定された趣旨であり、港湾以上が港湾労働の雇用の調整につき、いわゆ

はないのである。 湾労働者」であって、「港湾で働く労働者」で が港湾労働者の雇用に関係する対象は「登録港 にされている。それとともに、これらの関係者

労使・関係自治体および国であることが明らか

の就労機会が縮小することとなるのである。
たのである。しかし、港湾労働法施行後は、前たのである。しかし、港湾労働法施行後は、前港湾労働者のみならず、登録日雇港湾労働者用港湾労働者のみならず、登録日雇港湾労働者の雇用機会を減退させている現在、いっそうその雇用機会を減退させている現在、いっそうその就労機会が縮小することとなるのである。

港湾利用度の増加にしたがって、国は巨額など会資本を投入して港湾施設の整備増強をすすめており、コンテナふ頭・物資別専用ふ頭はもめており、一般公共ふ頭も格段と整備拡充されてとより、一般公共ふ頭も格段と整備拡充されている。このような輸送の基礎施設の合理化とその近代化とに対応しつつ、港湾運送の体系が変の近代化とに対応して、当時間強をすするのであり、港湾労働にかかる雇用、組織労働条件および技術等にこれが影響して、労働条件および技術等にこれが影響して、労働条件および技術等にこれが影響して、労働条件および技術等にこれが影響して、労働条件および技術等にこれが影響して、労働条件および技術等により、

登録日雇制度は、港湾運送需要の波動性に対意録日雇制度は、港湾運送需要の波動性に対応する労働力について、これを事業主がすべてによる経済を設けを開発して雇用しておくことによる経済を対している。

員としてプールされたものである、と考えるの 体の港湾運送需要の波動性に対処するための要 るとともに、使用者にあっては、革新を見つつ 者が少なくない。労使双方は、急速な変革を求 ど、港湾労働者たるにふさわしい姿勢に乏しい 率、就労先のえり好み、他職種への就労拒否な の考え方が浸透せず、他方労働者にも、低出頭 公共機関であることが原因してか、事業主にこ という考え方に立って対処すべきものである。 湾全体の事業主により共同して雇用されている が自然であるので、たとえそれが一部の事業の を確立することが必要である。(労働省) のために、その待遇の改善に努めるべきであり、 ある港湾機能にふさわしい労働者の確保、育成 められている港湾運送をめぐる諸事情を認識す しかしながら、わが国においては、登録機関が みに雇用されている場合にも、それは実質上港 一方労働者側にあっては、それに対応する姿勢 したがって、登録日雇労働者は、その港湾全

命的な現象であり、個別企業の常用労働者のみつまり、港湾運送需要の波動性は、港湾に宿

――共同雇用をめぐる見解

五

日雇港湾労働者を確保し、これをプールしてそ 的負担を増加させることとなる。一定数の登録 るものは港運事業者であるから、事業者は共同 なる。そのことにより労務費の節約利益をうけ 体の労働力の効率的活用をはかることが可能と のための要員にあてることによって、その港全 用雇用」の考え方の基礎になっているのである。 ることが適当であるとするのが、いわゆる「共 して登録日雇港湾労働者の使用者責任を負担す

によって対応することは、かえって企業の経済

港運料金やその付加料金の負担を通じて、港湾 う協力することが必要である、とされている。 とを考えると、港湾労働の改善のためにいっそ 湾労働問題発生の原因となった「輸送革新」の けるものは、これら利用者であること、さらに港 ってえられる港運の安定的遂行の利益を直接受 である。しかし、労使関係が改善されることによ 負担について多大の協力をしてきたことは事実 労働者の福祉の増進のため、納付金の実質的な メリットをもっとも多く受けるものでもあるこ 「共同雇用制度」確立に際して、労働関係にお いっぽう、港運の利用者である船社、荷主は したがって、港湾労働組合の運動としては、

> 労働法の抜本的改正が日程にのぼっている。 労働全体とし、共同雇用制度を基礎にした港湾 港湾労働者だけでなく、常用・日雇を問わず港湾 う認識があるためである。 ども雇用不安はたえずつきまとっている、とい への常用化が、雇用安定となるとは即断できな 臨時」の基準が明確でないので、個々の企業 この背景には、港湾労働における「常用」と 中小零細の港運業者の場合は、常用といえ

それとともに、「港湾における新しい荷役方

月、ILO第五八回総会、ジュネーブ)で採択 維持されなければならない」(第三条一号)と は慣行によって定めるところにより、職種にか 国の常用化政策および「登録簿は、国内法また としなければならない」(第二条一号)とする を実行し得るかぎり行なわせることをその政策 に期間の定めのない雇用か、または正規の雇用 した「国はすべての関係者をして、港湾労働者 法の社会的影響に関する条約」(一九七三年六 とするものである。 規定する条約をうけて、いわゆる常用労働者も かわらず、すべての港湾労働者について設定し 登録することによって、その身分を確定しよう

> 結果的には、港湾労働法の主たる目的の一つで において相対的・絶対的に減少している現在 輸送革新とともに促進された常用化に伴い、 しているものであり、常用化が港湾労働問題を 輸送革新は、港湾労働にさまざまに影響を及ぼ こと、および国際的規模で拡大普及しつつある ある常用化は、達成されたといえるかも知れな すべて解決するものではもとよりない。 い。だが、その内容になお問題をのこしている

にほかならない。 題解決にあたって、 組織の「あり方」が問われるのは、本質的な問 ても、港湾労働の雇用の安定には一定の限界が 通じて、港湾労働者の福祉増進に協力するとし 港運の利用者が港運料金および付加金の負担を をもたらすものであってはならないのである。 その影響が港湾労働者の雇用不安なり労働強化 り、動機となるものは利潤概念であるとすれば、 ある。わが国の港湾労働問題のうち、労働組合 国の常用化の政策的配慮や、船社・荷主など 輸送革新はいうまでもなく合理化の手段であ その役割が期待されるから

六 ロッテルダム港の港湾労働― 統一

世界最大の港湾貨物量を取扱っているロッテ 労働協約にもとづく雇用安定

ける一方の当事者(使用者)を港運業者、船社

る。またこの共同雇用の範囲と対象を登録日雇

されるかぎりでは、その雇用形態は別として、 調整するためのバッファーとしての意義が重視

登録日雇港湾労働が、港湾運送の波動需要を

荷主・国および地方自治体としているのであ

についてはわが国の場合と同様である。臨時に区分されているので、労働力構成の事情ルダム港の港湾労働者は、雇用形態別に常用と

時労働者の使用者となっているわけである。 常用とは、それぞれの港湾関係企業に期間のルールにしたがって、不特定企業に日々雇用される労働者ではあるが、わが国の日雇港湾労働者と同一でるので、賃金・労働条件は常用労働者と同一である。このような雇用形態上の区分を必要とすある。このような雇用形態上の区分を必要とするからであり、したがってロッテルダム港の「港湾産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨済産業協同機関」(SHB)を設立し、これが臨

るまで、一貫して労使関係の安定に寄与した意 はの歴史は、わが国の港湾労働にかかるそれと くらべてかなり古い。すなわち「労働協約法」(一九三三年)「労働協約法改正、労働関係緊急勅令」(一九四 (一九三七年)、「労働協約法」(一九五〇年)等に引きつづき (一九三七年)、「労働協約法」(一九五〇年)等に引きつづき (一九三七年)、「労働協約法」(一九五〇年)等に引きつづき (一九三七年)、「労働協約法」(一九五〇年)等に引きつづき (一九三七年)、「労働協約法」(一九五〇年)等に引きつづき (一九三七年)、「労働協約法」(一九五〇年)等の港湾労働にかかる法律の規則と助 オランダの港湾労働にかかる法律の規則と助 オランダの港湾労働にかかる法律の規則と助

義が評価されている。

もなったといわれている。者との労働条件の統一を可能とする法的根拠とさきにのべた常用港湾労働者と、臨時港湾労働このうち、とくに一九三七年の労働協約の拡

によって調整するのである。 SHBは臨時労働者の募集活動を停止すること テムの普及によって労働力需要が減少すれば、 あたるのであるから、ユニット・ロード・シス あたるのであるから、ユニット・ロード・シス

需要の増加に伴う必要労働力の確保について、

ッテルダム港の港湾労働対策は、港湾運送

口

のまり、積極的に登録取消し、または港湾から排除するのではなく、自然減を予測した長期的な、雇用調整計画を基本としているものである。 港湾労働にかかる雇用安定の基礎は、法令にもとづく規制と港湾産業協会の理解のみではなく、何よりも港湾労働組合の組織的活動にもとめるべきであろう。

ねばならないと思われる。

産業協会」(SVZ)と一つの統一労働協約を となっており、この三組合が協同して、「港湾 「カソリック労働組合」(KAB)の港湾支部 「プロテスタント労働組合」(CNV)および 「プロテスタント労働組合」(KNB)の港湾支部 となっており、この三組合が協同して、「港湾 となっており、この三組合が協同して、「港湾

to standard and Arm to transferred and comments to the transferred

ころに、臨時労働者の雇用の安定をみることが労働者と臨時労働者とを区別するものでないと労働協約の対象は「港湾労働者」であり、常用締結しているのである。したがって、この統一

七――むすび

できるようである。

ば、より広い視野からその雇用の安定をはからば、より広い視野からその雇用の安定をはからない。これはわが国経済が港湾傾向をしめしている。これはわが国経済が港湾画的に整備拡充されることとなるのである。港湾労働は、港湾運送に必要な労働力である港湾が働は、港湾運送に必要な労働力である。本湾労働力という意味に理解すべきものとすれている。

・社会的地位向上に役立つ諸関係をどのように入主体にその利益は帰属する。港湾労働の「近代化」を問題とする場合は、そのような競争の代化」を問題とする場合は、そのような競争のく、むしろこのことによって、労働者の経済的の、も社会的地位向上に役立つ諸関係をどのように

創造するのか、を問うことであろう。